平成　２０　年度

一級河川松川筋刈屋地区流路工（護岸工）工事

特　記　仕　様　書

八幡平市字刈屋地内

盛岡地方振興局土木部岩手出張所

第１条　適用範囲

本特記仕様書は、一級河川松川筋刈屋地区流路工（護岸工）工事に適用するものとし、本特記仕様書に記載のない事項については「岩手県県営建設工事仕様書」（以下１号仕様書という。）及び「土木工事共通仕様書（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅲ）〔平成 20 年 4 月 1 日以降、岩手県県土整備部〕」（以下 2 号仕様書という。）によるものとする。

２　本特記仕様書、１号仕様書、２号仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

第２条　工事日数又は工期

	この工事は、　　年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。
	この工事は、「フレックス工期制度」を適用する。
	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている

２　工事日数又は工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

※参考　連休等

ゴールデンウィーク	４月２９日	から	５月　５日	７日間
お盆休暇	８月１３日	から	８月１６日	４日間
お正月休暇	１２月２９日	から	１月　３日	６日間

３　フレックス工期制度

当該工事がフレックス工期制度を適用する場合は下記による。

１）　落札者は、当該工事の請負契約の前に、着工日報告書により着工日を報告しなければならない。

２）　落札者は,着工日報告書を提出することにより、落札の日から６０日以内の任意の日を着工日して設定することができる。ただし、工期末は１２月末日をこえてはならない。

３）　フレックス工事により増加する経費は請負者の負担とする。

４）　契約締結の日から着工日までの現場の管理は発注者の責任において行うものとし、請負者は資材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。

５）　前払い金の請求は、請負契約書に定める着工日以後に行うこと。

第３条　安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

①　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
②　本工事内容等の周知徹底
③　土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
④　本工事における災害対策訓練
⑤　本工事現場で予想される事故対策
⑥　その他、安全・訓練等として必要な事項

２　安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3　安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況について、別紙の様式を作成し、記録して報告するものとする。

第４条　下請調書及び建設資材調書

下請調書及び建設資材調書は、監督職員がＦＤ等により貸与する電子データに必要事項の入力を行うものとする。

2　下請調書及び建設資材調書の提出は、紙で出力した下請調書及び建設資材調書に捺印したもの、及び入力済み電子データ（ＦＤ等）の両方を監督職員に提出するものとする。

3　電子データを作製することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。

第５条　使用材料の品質規格等

本工事に使用する主要材料（生コン，ｱｽﾌｧﾙﾄ合材等）の規格は下表のとおりである。
（使用区分に　○印　を記入）

５－１）レディミクストコンクリート

無筋及び鉄筋別	使用区分	区分番号	適用工種	規格	最大水セメント比 %	最小セメント使用量 kg/m3	セメントの種類
無筋コンクリート		C－1	急傾斜地崩壊対策工事用(基礎工、擁壁工、コンクリート張工)（ポンプ車打設）	18―12―40	60		
	○	C－2	均コンクリート、基礎コンクリート、擁壁、石積(張)・ブロック積(張)の胴込・裏込、管渠巻立、集水桝、側溝(U、L型)、親柱、ガードケーブル基礎(端末支柱)、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック	18― 8―40	60		BB：高炉セメントB種
		C－3	海岸構造物、消波ブロック	18― 8―40	55		
	○	C－4	砂防ダム(堤体、側壁、水叩)、枠張工、床固工	18― 5―40	60		BB：高炉セメントB種
		C－5	トンネル覆工(ＮＡＴＭ、小断面、矢板工法アーチ)	18―12―40	60	270	
		C－6	同上(インバート、側壁)	18― 8―40	60	230	
		C－7	水中コンクリート(場所打杭を除く)	30―15―40	50	370	

無筋及び鉄筋別	使用区分	区分 番号	適用工種	規格	最大水セメント比 %	最小セメント使用量 kg/m³	セメントの種類
鉄筋コンクリート		RC－1	急傾斜地崩壊対策用(法枠工)	21－12－25	55		
		RC－2	側溝蓋、函渠、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場、地覆[注1]	21－8－40	55		
		RC－3	同上	21－8－25	55		
		RC－4	同上(海水の影響を受ける構造物)	21－8－40	45	300	
		RC－5	同上(〃)	21－8－25	45	330	
		RC－6-1	橋梁下部、擁壁、函渠	24－8－40	55		
		RC－6-2	同上	24－8－25	55		
		RC－7	ラーメン構造物(σ_{ca}＝７．８N／㎟)、RCスラブ、RCT桁、RCホロースラブ、地覆、剛性防護柵、	24－8－25	55		
		RC－8	深礎、樋門(管) ※追加	24－8－40	55		
		RC－9	非合成桁床版(地覆含む)	24－8－25	55	300	
		RC－10-1	リバース杭、ベノト杭 ※追加	30－18－40	55	350	
		RC－10-2	同上	30－18－25	55	350	
		PC－1	PC橋(横桁、床版)、合成桁床版(地覆含む)、プレテンＩ桁中詰、PCホロースラブ中詰	30－8－25	55	(300)	
		PC－2	PCπラーメン、オールステージングによる場所打ポステン桁	36－8－25	55		
		PC－3	ポステン主桁	40－8－25	55	(300)	
コンクリート舗装		Cpa－1	コンクリート舗装	曲げ4.5-2.5-40			
		Cpa－2	同上	曲げ4.5-6.5-40			

５－２）上記以外の使用コンクリート（現場練、セメントモルタル、吹付けコンクリート等）

設計基準強度 (N/mm²)	スランプ（cm）	粗骨材の最大寸法（cm）	空気量（%）	水セメント比（%）	適用構造物
該当なし					

５－３）アスファルト混合物

該当なし

使用区分	アスファルト合材名		使用箇所
	①	再生　粗粒度アスコン　（２０）	
	②	再生　密粒度アスコン　（２０）	
	②	再生　密粒度アスコン　（１３）	
	⑤	再生　密粒度アスコン　（２０F）	
	⑤	再生　密粒度アスコン　（１３F）	
	⑦	再生　細粒度アスコン　（１３F）	
		再生　瀝青安定処理　　（２５）	
	⑧	再生　密粒度ギャップアスコン（１３F改質Ⅰ型）	
		再生　密粒度アスコン　（２０改質Ⅱ型）	
		再生　密粒度アスコン　（１３F改質Ⅱ型）ゴム入り	
		再生　密粒度アスコン　（２０改質Ⅱ型）ゴム入り	
		再生　密粒度ギャップアスコン（１３F改質Ⅱ型）ゴム入り	
	①	粗粒度アスコン　（２０）	
	②	密粒度アスコン　（２０）	
	②	密粒度アスコン　（１３）	
	⑤	密粒度アスコン　（２０F）	
	⑤	密粒度アスコン　（１３F）	
	⑦	細粒度アスコン　（１３F）	
		瀝青安定処理　　（２５）	
	⑧	密粒度ギャップアスコン（１３F改質Ⅰ型）	
		密粒度アスコン　（２０改質Ⅱ型）	
		密粒度アスコン　（１３F改質Ⅱ型）　ゴム入り	
		密粒度アスコン　（２０改質Ⅱ型）　ゴム入り	
		密粒度ギャップアスコン（１３F改質Ⅱ型）　ゴム入り	

・　工事完成後は、下記表により発生量、再生合材使用量、再生骨材使用量を提出し監督職員の確認をうけるものとする。

プラント再生加熱アスファルト混合物使用集計表

工事名	箇所名	延長（m）	面積（m２）	現場発生合材（ｔ）	合材名	全数量（ｔ）	再生 As 合材	
							再生骨材使用量(t)	再生骨材配合率(%)
該当なし								

・　工事完成後は別紙「道路舗装カード」に記入の上、監督職員に提出のこと。

５－４）　石　材　類

使用区分	材料名	規格	適用箇所
	ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材	砂　（洗）	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材	砕石　　１５～　５mm	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ用骨材	砂利　径１５～　５mm	
	クラッシャーラン	C－80	
	クラッシャーラン	C－50	
	クラッシャーラン	C－40	
	クラッシャーラン	C－25	
	粒度調整砕石	M－40	
○	再生クラッシャーラン	RC－８０	裏込砕石、基礎砕石
	再生クラッシャーラン	RC－５０	
	再生クラッシャーラン	RC－４０	
	栗　石	５０～１５０mm	
	割栗石	５０～１５０mm	
	割詰石	１５０～２００mm	
	雑割石	１５０～２００mm	
	山砂（不洗）		
	岩ｽﾞﾘ	CBR　20　以上	

５－５）　鉄　　筋

該当なし

使用区分	材料名	規　　格	適用工種

５－６）　植生工材料

該当なし

種子吹付、客土吹付工、厚層基材吹付工の各材料内訳については下表を参考とし、発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の **承諾** を得ること。

① 種子吹付工材料内訳　（参考）

１００m^{2}当り

名　　称	規　　格	数　　量	単　位	備　　考
ﾄｰﾙﾌｪｽｸ		0.78	kg	
ｵｰﾁｬｰﾄﾞｸﾞﾗｽ		0.23	kg	
ｸﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾚｯﾄﾞﾌｪｽｸ		0.14	kg	
めどはぎ		0.09	kg	
肥料　高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg	
ファイバー類		24.00	kg	

② 客土吹付工材料内訳　（参考）

１００m^{2}当り(t = 1cm)

名　　称	規　　格	数　　量	単　位	備　　考
ﾄｰﾙﾌｪｽｸ		0.64	kg	
ｵｰﾁｬｰﾄﾞｸﾞﾗｽ		0.21	kg	
ｸﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾚｯﾄﾞﾌｪｽｸ		0.16	kg	
めどはぎ		0.10	kg	
肥料　高度化成	NPK 15-15-15	19.50	kg	
バーク堆肥等		39.00	kg	
土壌改良剤	炭カル　等	3.90	kg	
粘着剤	タマノリ等	10.40	kg	
客土	黒ボク	1.30	m３	

③ 厚層基材吹付工材料内訳　（参考）

1m^{3}当り

名　　称	規　　格	数　　量	単　位	備　　考
ﾄｰﾙﾌｪｽｸ		0.21	Kg	
ｵｰﾁｬｰﾄﾞｸﾞﾗｽ		0.05	Kg	
ｸﾘｰﾋﾟﾝｸﾞﾚｯﾄﾞﾌｪｽｸ		0.05	Kg	
めどはぎ		0.03	Kg	
いたちはぎ		0.64	Kg	
やまはぎ		0.21	Kg	
緑化基盤剤	有気質系	2000.00	ﾘｯﾄﾙ	
肥料　高度化成	NPK 15-15-15	6.00	Kg	
接合材	高分子系樹脂	4.00	Kg	

・ワイヤーラスは、線径２．０mm　網目５０mm、アンカーピン　φ９×２００－　　本／m²、
アンカーピン　φ１６×４００－　　本／m²を標準とする。

５－７）　河川護岸用吸出防止材

（１）　吸出防止材については、次表の値を満足した「河川護岸用吸出防止シート評価書（国土交通大臣認可）を有するシートを用いることを原則とする。

なお、評価書を有していない製品についても「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、監督職員と協議の上使用できるものとする。

項　　目	規　　格	備　　考
厚　　さ	10mm以上	
開　孔　径	0.2mm以下	
引張り強度	9.8ｋＮ／m以上	縦・横方向
化学的安定度（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS　K7114 準拠（PH5～9）
耐候性（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS　A1410，A1415 準拠

（２）　品質管理方法

（ア）　納入される製品には、シートに①製品名②製造年月日③製造工場名が明記されていなければならない。（整理番号でも可）

（イ）　納入される製品は、下記の品質試験により管理されているものとする。

①　「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において３日に１回以上の割合で行われていなければならない。

②　「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において２０，０００㎡に１回の割合で行われているもの。

③　品質試験の内容は、次表の品質及び規格とする。

試　験　項　目	内　　容	規　　格　　値	試　験　方　法
密　　度		0.12g／cm²以上	JIS　L 3204
圧　縮　率		12%以下	JIS　L 3204
引張り強さ		9.8ｋＮ／m以上	JIS　L 3204
伸　び　率		50%以上	JIS　L 3204
耐 薬 品 性	不溶解分	90%以上	JIS　L 3204
透 水 係 数		0.01cm／ｓ以上	JIS　L 3204

（３）　品質証明書の提出

製品の使用においては、監督職員に「河川護岸用吸出防止シート評価書」（国土交通大臣認可）もしくは「公的試験期間による技術証明書」を提出し使用するものとする。

また、製品納入時には「製造工場における品質試験表」及び「公的試験期間における品質試験表」を監督職員に提出するものとする。

（４）　重ね合わせ【河川災害復旧護岸工法技術指針(案)1-23 参照】

河川護岸用吸出防止材の重ね合わせは、流水によるめくれを考慮して、河川の上流側のシートを上にする。

重ね合わせ幅は 10 ㎝以上確保するものとする。

５－８）　その他

材　料　名	規格・寸法・材質	適　用　工　種	備　　考
間知ブロック （積工）	上載荷重　有　無 勾　　配　１：0.5 設計流速　7.0　m/ｓ	護岸工	
コルゲートＵ字フリューム	Ｃ形（亜鉛めっき） １８００×１２００ 厚さ３．２mm	流路付属物設置工	
RC ボックスカルバート	１種　１５００×１５００	流路付属物設置工	

第６条　検査（確認を含む）及び立会

６－１）　本工事において、「監督職員の立会の上施工すべき工種」は下表の通りとする。

工　　種	工　事　段　階	備　　考
該当なし		

６－２）　段階確認

２号共通仕様書（Ⅰ）第３編１－１－６（P108～111）に指定された工種以外に次の工種を追加するものである。

工　　種	確　認　時　期	備　　考
該当なし		

6－3）　中間検査

検査員の中間検査を受けるべき工種（又は構造物名）及び工事段階は下表のとおりとする。

工　　種	検 査 時 期	備　　考
該当なし		

~~第7条　品質管理の頻度~~

~~調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工にかかる必須項目について、試験項目の試験頻度を２倍とする。~~

第8条　捨土及び採取土

8－1）　土取り場

~~土取り場は、別添「位置図」に示す箇所とし、~~採取予定量は下表のとおり。

箇 所 名	地 先 名	採取量（地山） 単位：千m³	備　　考
刈屋地内	運搬距離 L=0.3km	3.7	

8－2）　発生土（搬入）

本工事では、下記の工事からの発生土の搬入を予定する。詳細については、監督員の指示を受けること。

搬入元工事名	搬 入 期 間	搬 入 量 (盛土換算数量)千m³	備　　考
該当なし	平成　　年　　月　から 平成　　年　　月		
	平成　　年　　月　から 平成　　年　　月		

・　搬入土の受け渡し場所は、　　1．本工事現場　　2．搬入元工事現場　　とする。

８－３）　土捨て場

捨土予定量は下表のとおり。

箇　所　名	地　先　名	捨土量（地山） 単位：千m³	備　　考
該当なし			

８－４）　発生土（搬出）

本工事では下記工事へ、下記の土量の搬出を予定する。

搬出先工事名	搬　出　期　間	搬　出　量 (盛土換算数量)千m³	備　　考
該当なし	平成　　年　　月　　から 平成　　年　　月		
	平成　　年　　月　　から 平成　　年　　月		
	平成　　年　　月　　から 平成　　年　　月		

第９条　仮設工

９－１）　任意仮設は、次表のとおりとするが、請負者は契約後速やかに具体の仮設方法を立案し、発注者と協議の上，承認　を得ること。

工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　　量	備　　考
仮設工	仮締切工・盛土	大型土のう	袋	330	1次締切
	水替工		式	1	〃
	ヒューム管		m	14	〃
	仮締切工・盛土	大型土のう	袋	230	２次締切
	水替工		式	1	〃

９－２）　指定仮設は、次表のとおりとする。

工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　　量	備　　考
該当なし					

９－３）　部分指定仮設は、次表のとおりとする。

工　　種	種　　別	細　　別	単位	数　　量	備　　考
該当なし					

第１０条　建設副産物

１０－１）　建設発生土の搬出,受け入れは　第８条　の規定による。

１０－２）　指定副産物の処理

工事の施工により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の場所に搬入することとする。

指定副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備　　考
廃プラスチック	（有）古川重機	盛岡市玉山区渋民字狐沢 34-8	L=15.5km 以下
Co 殻	高橋重機（有）	八幡平市松尾寄木 13 地割 145～128-2	L=2.0km 以下

・　上表で指定されている以外の施設で処理する場合は、監督職員の　承諾を　得ること。
・　その他、建設副産物の処理については、２号共通仕様書（Ｉ）第 1 編 1-1-18 建設副産物による。

第１１条　工事現場のイメージアップ

１１－1)　当該工事は、工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の具体的なイメージアップを　実施する　~~実施しない~~　工事である。

１１－2）　イメージアップの内容のついては、下記のとおりとする。

項　　目	内　　容
仮設関係	該当なし
安全関係	該当なし
営繕関係	該当なし
地域とのコミュニケーション	工事 PR 看板

１１－3）　イメージアップについては具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書を作成して提出するものとする。

１１－4）　イメージアップの実施状況等の写真を完成書類に添付するものとする。

第１２条　交通誘導員

請負者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第３８条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のため安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務に係る検定（１級または２級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督員に提出するものとする。

なお、請負者は、交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第２条の表の５の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（１級または２級）の合格者を１人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。

~~また、交通誘導員数については下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果又は条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。~~

配置場所	配置員数	編　　制	総配置員数	昼夜別	~~交替要員~~の有無
路線名： 国道○号 ○○地内	○名／日	検定合格者：１名 その他：○名	検定合格者：○名 その他：○名	昼	無

第１３条　その他の特記事項

本工事に係るその他の特記事項は下表のとおりとする。

特　記　事　項	特　記　事　項　の　内　容
履歴表示板の設置	請負人は構造物について履歴表示板を作成・設置するものとする。寸法、材質、記載事項及び設置位置等については下図のとおりとし、費用については共通仮設費の技術管理費対応（工事完成図書類の作成に要する費用に該当）とする。

※記載内容の詳細は、監督職員に協議のこと。

［履歴表示板］

1．寸　　法　：　縦２１０mm　横２７０mm　厚さ２mm
2．材　　質　：　ステンレス板
3．文　　字　：　彫り込み（赤色）
4．表　　示　：　工事名、完成年月、事業主体、施工延長、構造物の法長または直高、面積、施工業者名
5．据　　付　：　アンカーボルト締
6．設置位置　：　施工起点小口止等の見やすいところ（２箇所原則）

〔参　照〕

２７０mm

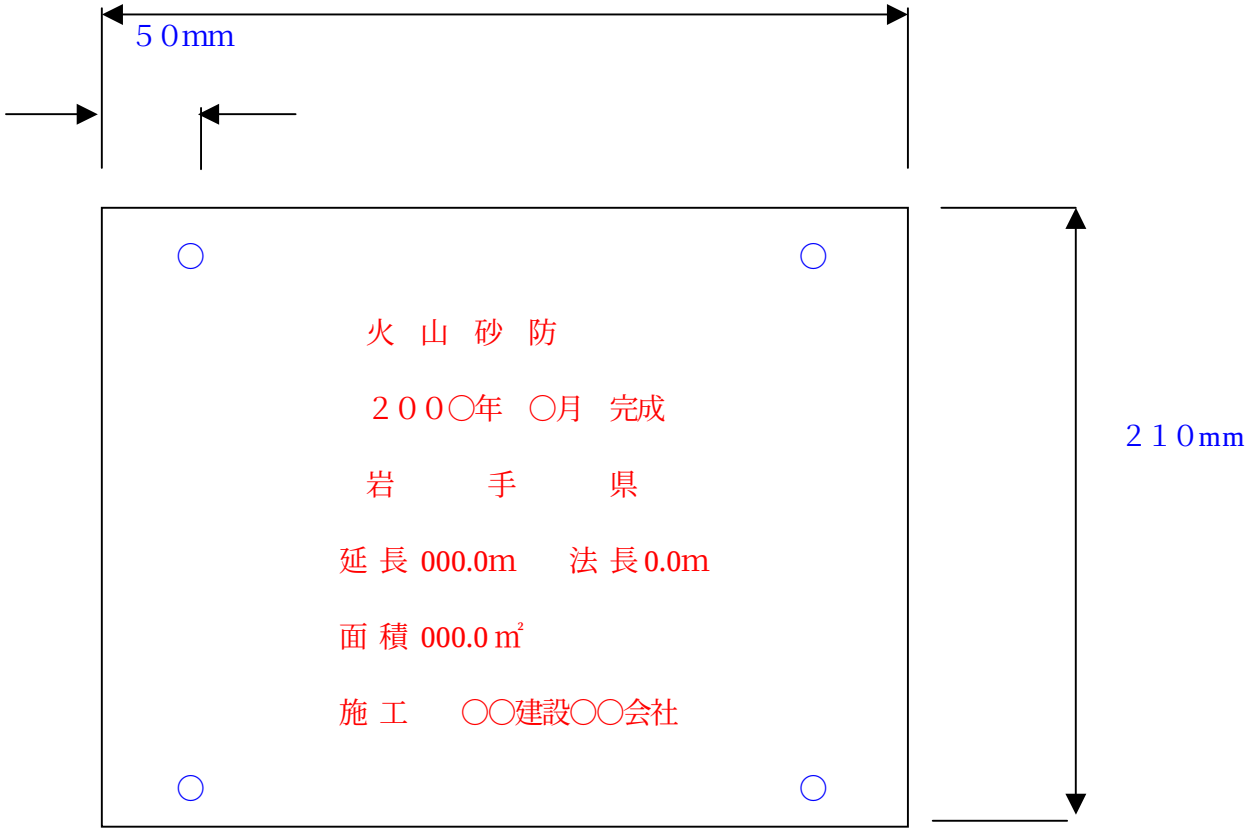

○　共通仕様書補足資料

共通仕様書に基づき提出しなければならない書類のうち主なものを下表にあげる。
また、下表で提出区分の欄に印しの有るものは本工事に伴い、提出しなければならない書類である。
なお、書類の様式は共通仕様書による。

※部数・備考は記入例

提出区分	名　　称	提出期日	部数	仕様書条項	備考
	請負代金内訳書	別途指示	1部	共仕Ⅰ第3編 1-1-2	請負代金額が1億円以上で6ヶ月を超える工事の
○	工程表	契約締結後7日以内	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-43	契約書第3条
○	施工計画書	工事着手前及び必要の都度	2部	共仕Ⅰ第1編 1-1-4	1部は返却
○	CORINS工事カルテ受領書	工事ｶﾙﾃ受領書がの写しが届いたら速やかに	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-5	
○	施工体制台帳	3000万円以上の下請契約	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-10	
○	施工体系図	上記と同じ	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-10	
○	再生資源利用促進計画書	着工時・完了時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-18	建設副産物適正処理推進要綱
○	再生資源利用計画書	着工時・完了時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-18	建設副産物適正処理推進要綱
○	建設発生土搬出伝票	搬出作業終了後速やかに	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-18	
○	マニフェストの写し	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-18	A，（B），D，E票の写し
○	段階確認書(確認後のもの)	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第3編 1-1-6	
○	出来形数量	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第3編 1-1-7	
○	品質証明書類	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第3編 1-1-8	
○	工事写真	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第3編 1-1-9	着工前、完成時のみ2部準」
○	施工管理図表	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第3編 1-1-9	「土木工事施工管理基準」
○	建設材料の品質記録	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第3編 1-1-9	「建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)」
	履行報告書	毎月1回監督職員の指定日	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-24	契約書第11条
○	安全訓練等の実施状況	検査時	1部	共仕第1編 1-1-26	
	火薬使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕第1編 1-1-27	
○	事故報告書	事故発生時	1部	共仕第1編 1-1-29	
○	工事用道路に関する計画書	着工前及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第1編 1-1-32	着工前の場合、施工計画書の中で記載しても可
○	工事使用材料品質証明資料	検査時及び必要の都度	1部	共仕Ⅰ第2編	

別　紙

安　全・訓　練　状　況　報　告　書					
月　日	時　間	場所名	参加人数	安全訓練の項目の○印	摘　　要
				1・2・3・4・5・6	実施内容及び状況写真は、別紙による。
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	
				1・2・3・4・5・6	

※安全訓練の項目

1．安全活動のビデオ等による安全教育
2．本工事内容等の周知徹底
3．土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
4．本工事における災害対策訓練
5．本工事現場で予想される事故対策
6．その他、安全・訓練等として必要な事項

電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

（　）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。 （〇）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「〇」を記入すること

〔土木関係〕

なお、本工事において電子納品の実施を「義務」とする工種は、次のとおりとする。

【共通】 （　）擁壁工（高さ 5.0m 以上）、（　）函渠工（内空 25 ㎡以上）、（　）橋梁上部工、 （　）橋梁下部工、（　）杭基礎、（　）グランドアンカー、（　）ロックボルト 【道路・街路】 （　）トンネル、（　）落石防止柵、（　）雪崩防止柵、（　）電線共同溝、（　）消融雪設備、 （　）道路情報盤、（　）ロック（スノー）シェッド、（　）ロック（スノー）シェルター 【河川】 （　）堰（高さ 3.0m 以上）、（　）水門、（　）樋門（高さ 3.0m 以上）、（　）海岸構造物 【砂防】 （　）砂防堰堤、（　）床固工、（　）地すべり施設、（　）急傾斜施設（高さ 2.0m 未満を除く） 【下水道】 （　）管路、（　）処理場・ポンプ場 【港湾】 （　）航路、（　）泊地、（　）船たまり、（　）防波堤、（　）防砂堤、（　）道流堤、 （　）護岸、（　）岸壁、（　）物揚場、（　）桟橋、（　）係船杭 【その他】 （〇）〔護岸工、帯工〕

※　該当する工種に〇を記入すること。

※　岩手県ガイドラインで定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合は、【その他】欄に記載すること。

上記以外の工種は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

2　電子納品対象書類

〔県土整備部関係（機械設備・電気設備関係を除く）〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		1において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理 品質管理等		△	
	建設材料の品質記録保存		○	土木工事共通特記仕様書 第 3 編 1-1-4 に示すもののみ対象とする
	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の品質確保		○	土木工事共通特記仕様書 第 1 編 3-1-2 に示すもののみ対象とする
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	1において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔機械設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		1において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿 出来形管理 品質管理　　等		△	
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	1において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
K.BOOK/ B.SPC、B.CHECK、 B.INST、B.DEVICE B.EXAM　　、 B.MANUAL	完成図書 実施仕様書、計算書 施工図面、機器図 施工管理記録書、取扱説明書		△	

K.DRAW/ D.LDR、D.SPC D.CHECK　　、 D.DRAWF D.DEVICE、D.EXAM D.MANUAL	施工図 台帳、実施仕様書 計算書、施工図面 機器図、施工管理記録書 取扱説明書		△	
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

〔電気通信設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		1において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理 品質管理等		△	
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	1において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

施工条件明示一覧表	確認印	所長	次長（事）	次長（技）	総括主査		担当者

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅰ．工程関係	1．関連する他工事 無	ア．影響箇所 ( ) イ．他工事の内容 ( ) ウ．開始又は完了時期
	2．特定される施工時期等による制限 有	ア．工事内容 (河川土工) イ．時期・時間 (漁協との協議による) ウ．施工方法 (漁協との協議による)
	3．工事着手前の事前調査 無	ア．調査内容 ( ) イ．調査期間 ( ) ウ．移設期間 ( )
	4．設計工程上の休日日数等作業不能日数 （ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ、夏期、年末年始休暇を含む）	ア．日数 (78日)
	5．その他 ( )	
Ⅱ．諸官庁との協議関係	1．関係機関等との協議 無	ア．工事内容 ( ) イ．協議内容 ( ) ウ．協議成立見込時期
	2．関係機関等協議結果による条件 無	ア．影響項目 ( ) イ．影響範囲等 ( )
	3．その他 ( )	
Ⅲ．用地関係	1．工事用地等の未処理による制限 無	ア．未処理箇所 ( ) イ．処理見込時期
	2．工事用地等の使用終了後の復旧条件 無	ア．内容 ( )
	3．工事用仮設道路等の借地指定 無	ア．場所・範囲 ( ) イ．時期・期間 ( ) ウ．使用条件 ( ) エ．復旧方法等 ( )
	4．仮設ヤードの指定 無	ア．場所・範囲 ( ) イ．時期・期間 ( ) ウ．使用条件 ( ) エ．復旧方法等 ( )
	5．その他 ( )	
Ⅳ．公害関係	1．公害防止のための施工方法等の制限 有	ア．制限の種類 □騒音 □粉塵 □振動 ☑排出ガス □その他 ( ) イ．施工方法 ( ) ウ．建設機械・設備 (一般工事用建設機械8種) エ．作業時間 ( )
	2．水替・流入防止施設の設置 無	ア．施設内容 ( ) イ．設置期間 ( )
	3．濁水・湧水等の処理条件 有	ア．処理施設 ( ) イ．処理条件等 (濁水の流出を防ぐこと)
	4．事業損失防止のための事前・事後調査 無	ア．調査の種類 □騒音 □振動 □地盤沈下 □地下水 □電波障害 □その他 ( ) イ．事前・事後調査区分 ( ) ウ．調査時期 ( ) エ．調査方法 ( ) オ．調査範囲 ( )
	5．その他 ( )	
Ⅴ．安全対策関係	1．交通安全対策施設等の指定 無	ア．施設内容 ( ) イ．設置期間 ( )
	2．鉄道、ガス、電気、電話等の近接制限 無	ア．制限の種類 □鉄道 □ガス □電気 □電話 □水道 □その他 ( ) イ．施工方法制限 ( ) ウ．作業時間制限 ( ) エ．その他 ( )
	3．落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設 無	ア．施設内容 ( ) イ．その他 ( )
	4．発破作業等の保安設備・要員の配置 無	ア．設備・要員内容 ( ) イ．制限内容 ( ) ウ．その他 ( )

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅴ．安全対策関係	5．換気設備等の設置 無	ア．内容　□有毒ガス □酸素欠乏 □その他 (　) イ．設備内容　(　)
	6．積載超過防止対策 有	ア．土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 イ.過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。 ウ．積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。 エ．土砂等の運搬にあたっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 オ．下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること
	7．その他　(　)	
Ⅵ．工事用道路関係	1．一般道路の搬入路使用 有	ア．搬入経路指定　(　) イ．使用制限　(　) ウ．使用中の処置　(散水及び路面清掃を行なうこと　) エ．使用後の処置　(路面補修が必要な場合は協議による　) オ．その他　(　)
	2．仮道路の設置条件等 無	ア．仮設道路設置　(　) イ．安全施設内容　(　) ウ．安全施設設置期間　(　) エ．工事終了後の存置･撤去　(　) オ．路面維持・補修内容　(　)
	3．その他　(　)	
Ⅶ．仮設備関係	1．仮設備の引き渡し・引き継ぎ 無	ア．仮設備内容　(　) イ．引渡・引継期間　(　) ウ．条件等　(　)
	2．仮設備の構造・施工方法の指定 無	ア．構造　(　) イ．施工方法　(　)
	3．仮設備の設計条件の指定 無	ア．設計条件　(　) イ．その他　(　)
	4．その他　(　)	
Ⅷ．建設副産物関係	1．建設発生土の利用 有	ア．発生場所　(現場から300m以内) イ．その他　(　)
	2．残土受入場所の指定 無	ア．場所・距離　(　) イ．処分条件　(　) ウ．仮置き場所・距離　(　) エ．保管条件　(　)
	3．再生資材の利用 有	ア．資材名　(再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ) イ．規格　(RC-80) ウ．使用箇所　(基礎砕石)
	4．建設副産物の現場内再利用・減量化 無	ア．再利用等の内容　(　) イ．その他　(　)
	5．建設副産物の処理条件 有	ア．処理資材名　(CO殻) イ．受入場所　(　八幡平市松尾寄木13地割145～128-2) ウ．受入時間帯　(　) エ．仮置き場所等　(　) オ．処理条件　(搬出調書等を提出のこと　)
	6．建設廃棄物の処理条件 有	ア．処理資材名　(廃プラスチック　) イ．受入場所　(盛岡市玉山区渋民字狐沢34-8　) ウ．受入時間帯　(　) エ．仮置き場所等　(　) オ．処理条件　(搬出調書等を提出のこと　)
	7．その他　(　) 再生資源化等施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、この限りではない。	

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅸ．工事支障物件等関係	１．占用支障物件 無	ア．支障物件の種類 □電気 □下水道 □電話 □水道 □ガス □その他 ( ) イ．管理者 ( ) ウ．位置 ( ) エ．移設時期 ( ) オ．工事方法等 ( )
	２．占用物件との重複施工 無	ア．重複施工の種類 □電気 □電話 □下水道 □水道 □ガス □その他 ( ) イ．工事内容・期間 ( )
Ⅹ．薬液注入関係	１．薬液注入 無	ア．設計条件・工法区分・材料種類・施工範囲等 ( )
ⅩⅠ．その他	１． 有	下請調書・建設資材調書は、別途配布する電子データで作成し、印刷・捺印したものと電子データを提出すること。
	２． 無	

上記明示項目、明示事項の「有」該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので、参考のために条件を明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

※「安全訓練等の実施状況」に準じた点検記録とは、撮影頻度：実施毎に１回、提出頻度：不要
なお、実施回数・頻度は作業の状況によることから、月１回と限定するものではないこと。

※現在県内に法第12条に規定する団体は設立されていないこと。
「等」とは、(社)岩手県トラック協会ダンプ部会及び貨物自動車運送事業法の許可車両であること。